

第1節 風水害に強いまちづくり

危機対策課 農政園芸課
 林業畜産課 農村整備課
 田園観光課 建設課 消防本部

市は、地域の特性に配慮しつつ、防災施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮した風水害に強いまちづくりを推進する。

1 水害予防対策

(1) 河川改修事業

河川管理者は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図り、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、老朽化堤防の整備及び水害の危険性の高い地区への河川改修、護岸工事等の事業促進を図る。

(2) 河川の維持管理

市は、県の河川巡視員等と連絡を密に関係機関の協力の下河川巡視を行い、出水に対する危険箇所の発見及び河川の不法使用等の取締りを行うなど、維持管理に万全を期する。

(3) 農業用排水施設の点検整備

国、県及び市は、河川の増水等で、農地の排水能力不足による被害が予測される地域においては、湛水防除事業や幹線排水路整備事業等を推進する。また、用排水路の管理不良、ため池等の老朽化等により安全性に問題のあるものについては、土地改良区等のそれぞれの管理団体へ定期点検等を促し、施設の老朽度の進行に応じて、施設の改良整備を促進する。

(4) 農地・市街地等の排水施設の整備

ア 排水機場の設置

国、県及び市は、農地の冠水を防止するため、排水機場（強制ポンプ排水）を設置し、既設のものについては適正な管理及び保全を行うとともに、老朽化の著しいものから改良整備を促進する。

イ 側溝の維持補修

市は、側溝の不備、構造的欠陥、破損等による住宅地の浸水を防止し、側溝の疎通能力を増加させるため、市全体にわたる排水整備計画の推進を図る。

(5) 水防施設、資機材の整備・充実

市は、災害の未然防止と発生時の応急措置が迅速かつ効果的に実施できるように、水防資機材の整備・充実を図り、県水防計画に定める基準に基づき、水防資機材の備蓄及び調達先の確保に努める。

(6) 気象情報の把握

市は、県及び仙台管区气象台と連絡を密にし、防災気象情報の把握に努める。

(7) 危険区域の巡視

市は、水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため、予想される危険区

域を消防団（水防団）その他関係団体及び地域住民の協力の下に巡視し、警戒に当たる。

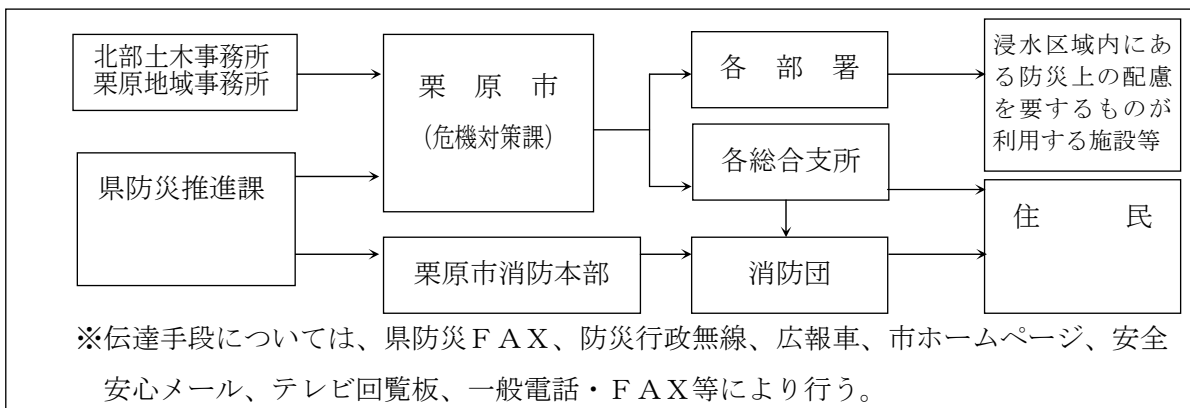
(8) 浸水想定区域における対策

ア 市は、東北地方整備局・県の協力を得て、ハザードマップを作成し、住民、関係機関等への提供に努めるものとする。

イ 市は、東北地方整備局及び県による浸水想定区域の指定に基づき、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、栗原市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

洪水予報、水防警報及び洪水特別警戒水位到達情報等の伝達方法



ウ 市は、国土交通省で定めるところにより、ア及びイに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずる。

(9) 水防団活性化及び水防協力団体の活用

水防団（消防団）への加入促進と活性化を推進するとともに、市は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(10) 水防計画の策定

市は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、水防計画に検討を加えて必要に応じ変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ防災会議に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(11) 水防訓練の実施

水防が迅速かつ的確に行われ、その効果を発揮し得るためには、水防に従事する関係機関が平素より十分に訓練を行い、自衛精神の発揚と相まって万一の場合に備えることが必要であることから、市は、水防団、消防機関等の水防訓練を行う。

(12) 浸水被害軽減地区

市は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(13) 大規模氾濫減災協議会の連携と流域治水の推進

複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等のあらゆる関係者により密接な連携と流域治水の推進を図る。

2 土砂災害予防対策

(1) 土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害警戒区域等の調査把握

(ア) 県、市及び防災関係機関は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害を被るおそれのある箇所崩壊による災害を未然に防止するため、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握して基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努めるものとする。

(イ) 県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について、次の措置を講ずるものとする。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の特定開発行為に関する許可制
- b 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- c 土砂災害時に土砂災害特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのあるときの移転等の勧告
- d 勧告による移転者への融資、資金の確保

(ウ) 市は、県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域について、次の措置を講ずるものとする。

- a 円滑な警戒避難が行われるよう必要な事項を本計画に記載
- b 要配慮者関連施設がある場合には、情報伝達体制の整備
- c ハザードマップを活用した周辺住民への啓発

イ 市の役割

市は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定める。

- (ア) 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
 - a 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所
 - b 上記イ(イ)のほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法
 - c 土砂災害に係る防災意識の向上方法
 - d 上記イ(エ)のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難指示等の情報の伝達方法や、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法
- (キ) 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

ウ 土砂災害警戒区域等の把握と周知

(ア) 危険箇所の周知

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表しなければならない。また、雨量情報等の土砂災害に関する情報を宮城県砂防総合情報システム（M I D S K I）等により広く住民に提供するよう努めるものとする。

市は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画（資料 8-1～8-3）に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により、継続的に地区住民に対し周知徹底を図る。さらに、避難指示等の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について、周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努めるものとする。

(イ) 土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間となっており、その中でも6月1日～7日は、がけ崩れ防災週間となっている。

市は、県の協力を得て、住民に対し次のような広報活動を実施する。

- a ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会の実施
- b 危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布

(2) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

市は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については重点的に観察指導を行う。また、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を関係機関と協力し随時パトロールする。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導

市は、被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(4) 土石流危険溪流（土砂災害警戒区域（土石流））の防災措置

市は関係機関と連携を図り、土石流の発生が予想される危険溪流等（土砂災害警戒区域（土石流））を調査・把握し、そのうち、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地について砂防指定地としての指定推進に努める。

(5) 地すべり防止区域の防災措置

大規模な災害により、一たび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に直接被害を与えるにとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。このため、国及び県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施する。

なお、市は、地すべり危険地区における警戒避難体制の整備について県に指導を求める。

(6) 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

市は、崩壊危険箇所の調査結果に基づき、特に相当数の住民に危険が予想される地域については、地区住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として県の指定を受け、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の危険区域と併せて、地区住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制が効果的に実施されるよう指導する。

(7) 治山施設等の災害防止事業

市は、国及び県の協力を得て、山地に起因する災害の防止対策を講ずる。

ア 保安林の整備

森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び公益的機能を十分に発揮させるため、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山施設の整備

(ア) 危険箇所等の点検・調査

山地災害危険箇所において、定期的な点検・調査を実施し、危険性の高い地区については、治山施設の計画的な整備を促進する。

(イ) 既存施設の調査、補修等

既存施設について、随時関係機関と協力し現地調査を行い、必要な措置を講ずる。

ウ 林道施設の整備

災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となるような林道の整備に努める。

また、退避所等の設置について検討する。

(8) 宅地造成事業

ア 市は、東北地方整備局及び県による浸水想定区域の指定に基づき、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

イ 市は、アに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）を配布するとともに、栗原市水防計画についても整備する。

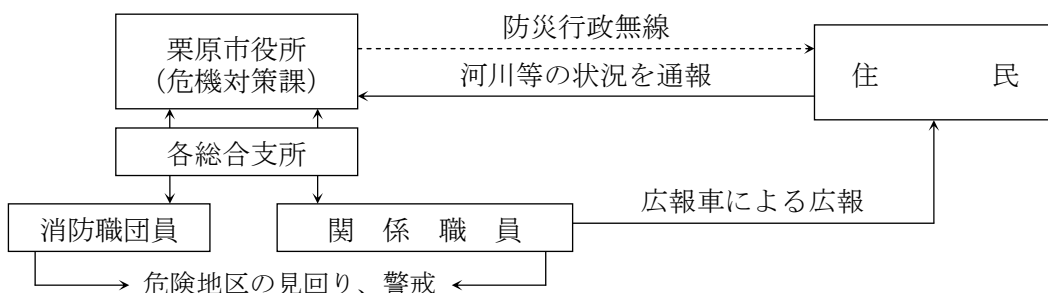
(9) 雨量観測体制の整備

市は、危険区域の住民等に対し、早期に適切な措置がとられるよう簡易雨量計を設置し、雨量観測体制の整備を推進する。

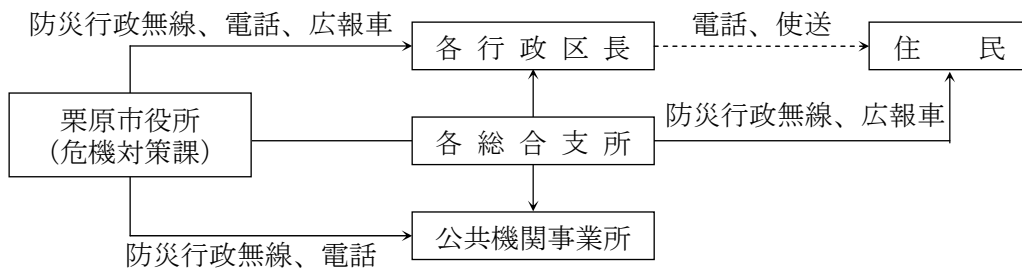
(10) 土砂災害に関する避難体制の整備

市は、関係住民に対する避難方法、避難場所等の警戒避難体制についての整備を図る。

ア 大雨・洪水警報等発表時（警戒体制）



イ 避難指示発令時（避難体制）



3 風雪害予防対策

市は、風害及び豪雪に伴う雪崩災害や道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、国、県及び防災関係機関と連携を図りながら、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の施設整備、風害危険地

域の把握、避難体制の整備など、風雪害に強いまちづくりを推進し、降積雪期の被害の軽減を図る。

(1) 道路交通障害への事前対策等

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制箇所を設定する。

また、道路管理者は、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努める。

(2) 雪害に関する情報伝達

道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表する。その際、当該情報が入手しやすいように多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(3) 除雪体制等の整備

ア 道路管理者、高速道路事業者及び鉄道事業者は、豪雪害時における道路交通及び鉄道交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

また、道路管理者は雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めになり、代替路線のない、交通量の多い箇所や人家連担部で急カーブの箇所については、パトロールを強化し、非常時の除雪体制の確保を図る。

イ 市は、積雪時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防本部においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

(4) 集中的な大雪時の対応

道路管理者は、特に大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）等に備えて、他の道路管理者及びその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するように努める。

道路管理者は、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするために、地域の実情に応じて道路幅の拡幅や待機所等の整備を行うよう努める。

また、道路管理者及び高速道路事業者は、集中的な大雪に対し、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(5) 避難所体制の整備

山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、市は、集落単位に一時避難場所等を確保する。

また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難場所における

暖房器具等の確保に努める。

4 農林業災害予防対策

市の農林業は、風水害、冷干害、凍霜害等による被害を絶えず受けている。このため市は、県及び関係機関と連携し、次の防止対策を推進していく。

(1) 農地、農業用施設の災害の防止

ア 洪水や土砂災害から人命及び公共施設等を守り、さらに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新や改修など、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

イ 既存のため池に、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量を付加するなど、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、次の整備を推進する。

ア 避難路や避難場所等の確保

(ア) 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

(イ) 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として、また防災ヘリコプター等の臨時離着陸場等としても利用できる緑地の整備

(ウ) 避難場所用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

イ 消防用施設の確保

(ア) 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

(イ) 防火水槽整備

ウ 集落の防災施設整備

(ア) 集落防災施設整備

老朽のため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

(イ) 公共施設補強整備

防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備

エ 災害情報の伝達施設の確保

住民に対する農業情報の提供とともに、災害時の情報伝達を行うための防災行政無線の整備

(3) 農業気象対策の推進

農業気象業務について、県及び仙台管区气象台や、農業協同組合等と密接な連携の下に農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し、市防災行政無線、広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

(4) 病虫害防除対策

ア 農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。

イ 農業協同組合等関係団体と協力し、防除器具の整備、充実を図り、常時防除器具を点検整備し、適切な防除の推進に努める。

(5) 経営技術の確立

農業協同組合等関係団体と協力し、稲作、園芸、畜産等について講習会、研修会等を開催し、防災経営技術の確立を図る。

(6) 林業対策

森林の生育状況等に応じた適時、適切な保育を行うことにより、災害に強い健全な森林の育成を図る。

5 火山災害予防対策

宮城県では栗駒山・蔵王山・鳴子の3火山が活火山として定義されている。このうち、本市に影響を及ぼすと考えられる栗駒山・鳴子で、火山の爆発その他火山現象による災害時において、市は、住民及び観光客、登山者等の生命、身体及び財産を保護するため、各防災関係機関と連携を図り、災害予防対策の諸施策を行うものとする。

火山噴火予知連絡会は平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実の必要がある火山」として、栗駒山を選定した。

(1) 火山の概要

ア 栗駒山

栗駒山は、宮城・岩手・秋田の三県にまたがる安山岩の成層火山であり、山体は、約50万年前の南部独立火山列、古期東栗駒火山体、約40～10万年前の新期栗駒山火山体、栗駒山火山体、約30～10万年前の秣岳火山体、数万年前より若い剣岳火山体に区別される。

(※1)

山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土(クロボク)中に堆積している火山灰の分析では、915年(十和田a火山灰)以降に、少なくとも2回(1944年の小噴火を含む)の水蒸気爆発が起き、約5,400年前(十和田一中掇(ちゅうせり)火山灰)から915年の間にも、少なくとも2回の水蒸気爆発が起こっている。(※2)

歴史時代には、1716年～36年にかけて、1744年、及び1944年に噴火が記録されている。

また、平成20年(2008年)6月14日に発生した岩手宮城内陸地震によって、栗駒山の東麓で大規模な地すべりが発生した。(※3)

なお、仙台管区气象台では平成22年(2010年)より常時観測(震動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測)を行っている。

イ 鳴子

鳴子火山は、本県北西部に位置する小規模カルデラ火山である。山頂には、直径約5km

のカルデラが存在する。その内部には溶岩ドーム群および溶岩流からなる中央火口丘が形成され、さらにそれらの中央部に火口湖、潟沼が存在している。

カルデラは、荷坂火砕流堆積物、柳沢火砕流堆積物の形成に伴い形成されている。中央火口丘は流紋岩質であり、直径100m～400m程度の爆裂火口が多数認められる。

鳴子火山のうち、潟沼西部の鳥谷ヶ森溶岩は、約1万3000～4000年前に流出したものと考えられる。

歴史時代の噴火記録は、837年5月の噴火があるのみである。古文書の解析結果から、この噴火も水蒸気爆発主体であったものと推定されている。(※4)

なお、仙台管区気象台では、広域地震観測網により監視を行っている。

(※1)、(※3)、(※4) 伴 雅雄他「日本地方地質誌2. 東北地方(日本地質学会編)」朝倉書店 平成29年より

(※2) 気象庁「日本活火山総覧(第4版)」平成25年より

(2) 火山災害の要因

火山活動に伴い生じる火山現象は多岐にわたる。火山災害の要因となる主な火山現象及び概要は下記のとおりである。

・火山災害の要因

火山現象	概要
大きな噴石	爆発的な噴火によって、火口から吹き飛ばされる概ね20～30cm以上の大きな岩石等が落下してくる現象。風の影響を受けずに火口から弾道を描いて短時間に落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力がある。 被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散により、登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりする等の災害が発生している。
火砕流(火砕サージを含む)	規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などの発生により、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。高温・高速で広範囲を覆うため、人的・物的に大きな被害をもたらすこともある。 また、火砕流の先端や周辺は、火山ガスの比率が高くなり、低密度の火砕物と火山ガスの流れである「火砕サージ」が発生することもある。(避難を検討する上では、火砕流と火砕サージを区別する必要性は低く、火砕流に含める。)
融雪型火山泥流	積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって、斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され、埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。
火口湖決壊型の泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。
溶岩流	マグマが火口から噴出して、高温で粘性の高い液体のまま地表を流下する現象。流下速度が比較的遅く、歩行による避難が可能な場合もある。
小さな噴石・火山灰	噴火により噴出した小さな噴石が火口から遠くまで風に流されて降下する現象。直径2mm以上のものを火山れき、それ以下のものを火山灰と呼び、粒径が小さいほど遠方まで流されるが、噴出してから地面に降下するまで数分～数十分かかるため、火山の風下側で爆発的噴火に気づいたら屋内に退避すること等で小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時に数百km以上運ばれ広域に降下・堆積し、農作物の被害、水質汚濁、交通麻痺、家屋倒壊など広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。

火山ガス	火口や噴気口からマグマに溶けている様々な成分が気体となって噴出する現象。噴出するガスの成分によっては人体に有毒なガスもあり、過去には死亡事故も発生している。
火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積した山腹斜面への降雨に伴い、土石流や泥流が発生する現象。高速で斜面を流下し、下流に大きな被害をもたらす。

(3) 防災事業等の推進

ア 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。)に基づき、噴火の可能性が高く、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域は、火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)として指定される。県内で指定された警戒地域は蔵王山と栗駒山に係る地域である。

火山名	県名	市町村名
栗駒山	宮城県、岩手県、秋田県	栗原市、一関市、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村

イ 火山防災協議会

活火山法第4条に基づき、警戒地域の指定を受けた県及び市町村は、火山ごとに火山防災協議会を共同で設置することとなっており、栗駒山では、平成28年3月に火山防災協議会が設置されている。

火山防災協議会は、関係する各県の知事や市町村長、气象台、東北地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山の専門家、その他観光関係団体等と連携し、噴火時等の避難体制等の検討を共同で行い、平常時から相互に連携し、防災体制を整備するよう努める。また、火山防災協議会は、以下の事項について協議し、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- (ア) 噴火シナリオ及び火山ハザードマップの作成に係る協議に関すること
- (イ) 噴火警戒レベルの運用に係る協議に関すること
- (ウ) 避難計画の策定に係る協議に関すること
- (エ) 火山防災マップの作成に係る協議に関すること
- (オ) 岩手県、宮城県及び秋田県の地域防災計画の定めに対する意見に関すること
- (カ) 関係市町村の地域防災計画の定めに対する意見に関すること
- (キ) 火山の活動状況に係る情報共有に関すること
- (ク) 観光客及び登山者に係る火山防災対策に関すること
- (ケ) 防災訓練の推進に関すること
- (コ) 防災意識の啓発活動に関すること
- (サ) その他栗駒山の火山防災対策の推進に関すること

ウ 市の対応

(ア) 防災知識の普及

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民、観光客や登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに、噴火警報

等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知する。また、火山ハザードマップ、火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努める。

(イ) 登山者等に対する防災知識の普及啓発

市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる観光客や登山者等に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山防災マップ等を通じて、火山災害についての知識の普及を図る。

(ウ) 登山者等への情報伝達・情報把握

市は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

また、市は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の積極的な提出の呼び掛け等により登山者等に関する情報の把握に努める。

(エ) 降灰対策

市は、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。

(オ) 避難誘導・支援者等の装備の充実

市は、避難誘導・支援者等が噴火警報等(噴火警戒レベルを含む。)を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

エ 登山者等

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講ずるよう努める。

(4) 国、大学等の火山監視観測・調査研究機関

国(気象庁等)、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、各関係機関と連携し、下記の実施に努める。

ア 噴火や火山現象の発生機構等の調査や、マグマの蓄積状況等の観測に関する研究及び技術開発

イ 大規模な降灰の発生、拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発

ウ 臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備

エ 観測機器や通信手段に障害が発生した場合や、降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発

オ 各火山の観測データの共有化を進める等により、火山噴火予知研究及び火山観測体制・施設の充実・強化を図る

カ 火山活動の評価体制の強化及び高度な専門的知見を有する人材の育成

第2節 市街地の防災対策

都市計画課 建築住宅課
危機対策課

市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、市街地の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や指定避難所、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

1 土地区画整理事業の推進

市は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、土地区画整理事業による市街地の整備について、県の指導を得て、防災性の高い市街地の形成を目指す。

2 都市公園施設

市は、避難路、指定緊急避難場所、延焼遮断帯及び防災活動拠点としての機能を有する都市公園の整備促進に努める。

第3節 建築物等の予防対策

建築住宅課 管財課 教育部
医療局 危機対策課 消防本部

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、市は、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

1 公共施設及び防災基幹施設の堅牢化・安全化

(1) 公共施設等

市は、学校、公民館、市営住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

(2) 防災基幹施設

市役所庁舎、消防等の防災関係機関の施設、医療機関等の防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることから、市及び防災関係機関は、施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢化及び安全性の確保を図る。

2 浸水等風水害対策

(1) 市は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

(2) 市は、防水扉及び防水板の整備など、建物を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、浸水被害を防止するため、土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講ずる。

(3) 市は、風水害の際に要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）のために、関連する施設については2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮するものとする。

3 一般建築物対策

(1) 住民等への意識啓発

市は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。また、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、促進を図る。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

イ かけ地近接等危険住宅移転事業

かけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転する必要性を啓発することにより災害を未然に防止する。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

危機対策課 経営課 施設課

上下水道、電力、通信サービス等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。このため、市及び防災関係機関は、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 水道施設

(1) 水道施設の安全性強化等

ア 市は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。

イ 市は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。

ウ 市は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

エ 市は、水道施設の日常の保守点検と併せ、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。

オ 市は、災害時における水道水の安定供給を確保するため浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

(2) 復旧用資機材等の確保

市は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

(3) 管路図等の整備

市は、災害時において適切な対応がとれるよう、日ごろから管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

(4) 危機管理体制の確立

ア 市は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。

イ 市は、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

2 下水道施設

市は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確認するため、下水道施設の整備及び安全性の向上に努めるとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

(1) 下水道施設計画

市は、処理場の機能を確認するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

(2) 下水道施設維持管理

市は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

(3) 下水道防災体制

市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、下水道の機能を維持するため、可搬式ポンプその他必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

3 ガス施設

市は、液化石油ガスの爆発等を未然に防止するため、消防本部と連携し、液化石油ガス販売事業者等が行う予防措置に協力するとともに、その指導の徹底を図る。

4 電力施設

市は、東北電力ネットワーク(株)栗原登米電力センターが行う予防措置等に協力する。

5 電気通信施設

市は、東日本電信電話(株)宮城事業部が行う予防措置等に協力する。

第5節 情報通信連絡網の整備

危機対策課 市政情報課
消防本部

大規模な災害に備え、市は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

このため、市は県及び防災関係機関の協力を得て、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1 市防災行政無線の整備拡充

市は、大規模な災害時における住民等への情報提供や被害情報の収集伝達手段として、防災行政無線等の整備拡充を計画的に実施する。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進するとともに、停電時を想定した実践的な訓練を実施し防災体制の強化を図る。

2 職員参集等防災システムの整備

市は、災害時における迅速な災害情報収集体制の確立を図るため、初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

3 地域住民に対する通信手段の整備

(1) 情報伝達手段の確保

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線及び携帯電話に対応したウェブサイトや、「安全安心メール」、「緊急速報メール」、「ソーシャルネットワーキングサービス」、「テレビ回覧板」のほか、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアへの情報配信や活用への働きかけ、アマチュア無線等、情報ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実を努める。

(2) 情報伝達手段の注意事項

面積の規模が大きい本市において、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合、自動的に配信される情報伝達手段による避難指示等については、必要なエリアに伝達することが有効であると考えられる。同報系防災行政無線等については、エリアを限定して情報伝達できるものもあることから、実情に応じて、その有効性や運用上の課題等を考慮した上で、伝達手段の提供範囲等を検討する。

4 消防本部における災害通信網の整備

(1) 消防本部においては、災害時における情報伝達が確実にできるような連絡体制を整備する。

(2) 消防本部の無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、常日頃から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実を図り、災害時の通信手段の確保に努める。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する。

第6節 職員の配備体制

災害時には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期する。このため、市は、平常時から動員・配備計画等の体制を整備しておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の配備体制についても、同様に定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第2章第2節「防災活動体制」参照）

- (1) 市では、災害対策本部職員の動員配備を適切に行うため、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成し、必要に応じて修正等を行う。

2 災害対策本部の運営体制の整備

市は、市内に相当規模以上の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第2章第2節「防災活動体制」参照）

- (1) 気象警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。
- (3) 本部の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

3 情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、防災関係機関と平常時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備を図っておく。

- (1) 情報連絡体制の明確化
市は、情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。
- (2) 勤務時間外での対応

市は、防災関係機関と相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備を図っておく。

4 防災関係機関との協力体制の充実

市は、災害時に迅速かつ円滑な防災関係機関相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 積極的な情報交換の実施

市は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災関係機関相互間の協力体制の充実を図っておく。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市は、災害時の通信体制を整備するとともに、東北地方非常通信協議会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練に努める。

5 自衛隊との連絡体制の整備

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。(第2章第12節「自衛隊の災害派遣」参照)

6 業務継続計画(BCP)

(1) 業務継続性の確保

ア 業務継続計画(BCP)の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ 業務継続体制の確保

市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画(BCP)の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

ウ 市の業務継続計画(BCP)策定の促進

市は、業務継続計画(BCP)の策定に努める。

(2) 電源及び非常用通信手段の確保対策

ア 電源及び非常用通信手段の確保

市は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

イ 再生可能エネルギーの導入推進

市は県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(3) データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、市は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

(4) 職員のメンタルヘルスケア

市及び防災関係機関は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

第7節 防災拠点等の整備・充実

危機対策課 消防本部
社会福祉課

市は、災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・充実を図る。

また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連付けて整備・充実を図るものとする。

1 防災拠点の整備及び連携

- (1) 市は、県と連携して、広域的な応援人員の集結や、各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、既存施設の活用等について検討する。
- (2) 市は、防災拠点施設の停電に備え、発電機や太陽光発電設備、蓄電池設備等の整備に努める。
- (3) 市は、庁舎被災時における災害対策本部機能の代替性の確保に努める。
- (4) 市は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、総合支所単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実に努める。

また、市は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。

2 臨時ヘリポート及び物資集積場所の確保

市は、災害時の輸送の拠点となる臨時ヘリポート及び物資集積場所を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。(資料11-1参照)

3 防災用資機材等の整備・充実

(1) 防災用資機材

市は、応急活動用資機材の整備・充実について、防災活動拠点の整備と関連付けて整備・充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備・充実に努める。

(2) 水防用資機材

市は、災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。(資料7-6参照)

4 防災倉庫の備蓄

市は、被災時における迅速な対応を図るため、平常時より防災倉庫の物資の備蓄に努める。

第8節 相互応援体制の整備

大規模災害時には、本市のみでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、他の地方公共団体間との相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

1 相互応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結等

市は、防災関係機関相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。また、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

ア 連絡体制の確保

(ア) 災害時における連絡担当課等の選定

(イ) 夜間における連絡体制の確保

イ 円滑な応援要請

(ア) 主な応援要請事項の選定

(イ) 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

(2) 協定の締結状況

市は、災害時における相互応援協力が円滑に行われるよう、資料10-1～10-8のとおり協定を締結し、今後更に強化を図る。

2 訓練及び情報交換の実施

市は、相互応援体制の強化充実にあ資するため、必要に応じ協定締結先等との平常時における訓練等を通じて、発生時の連絡先、要請手続きの確認を行う。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

3 緊急消防援助隊受援体制の整備

(1) 市消防本部は、大規模災害時において、宮城県内の消防力で十分な救援活動を実施することができないと認められる場合は、知事に緊急消防援助隊の派遣要請を行うことにより、同隊の応援を受けることができる。

(2) 市消防本部は、緊急消防援助隊の応援を迅速かつ円滑に受援できるように、緊急消防援助隊合同訓練へ積極的に参加し、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の実効性の確保に努め、受援体制の整備を図る。

第9節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

危機対策課 社会福祉課
健康推進課 医療管理課

市は、災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力の下早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

1 初期医療体制の整備

市は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の整備を図る。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用資機材の備蓄に努める。
- (3) 市立病院・診療所等の協力により、医療救護班を編成する。
- (4) 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

2 後方医療体制の整備

(1) 後方医療機関

後方医療機関は、災害拠点病院、公的医療機関、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、救急告示病院等とし、救護所等では対応できない重症患者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行うものとする。

(2) 災害拠点病院

災害拠点病院は、全県的視野の下、災害時の搬送受入機能、災害医療の研修機能、水・医薬品・医療材料の備蓄等の機能を併せ持つ基幹災害拠点病院（県内に1か所）と、災害時の搬送受入機能、災害医療の研修機能、水・医薬品・医療材料の備蓄等の機能を併せ持つ地域災害拠点病院とがある。

区 分	医 療 圏	災害拠点病院	病床数
基幹災害拠点病院		独立行政法人 国立病院機構仙台医療センター	698
地域災害拠点病院	大崎・栗原 医療圏	大崎市立大崎市民病院 栗原市立栗原中央病院	500 329

3 医薬品、医療資機材の整備

市は、災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から市内の医療機関等に医薬品、医療資機材等を備蓄するよう努める。

4 医療体制等の整備

市は、消防本部・医療機関との情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制を整

備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

また、救急医療活動に必要な関係医療機関との連携体制の構築を図るとともに、他圏域からの災害医療派遣チーム（DMAT）等への、迅速かつ正確な情報の伝達方法の整備を図る。

関係機関の協力を得て、本計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関に來ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握できるようにするため、消防、医療機関等をネットワーク化した宮城県救急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を図る。

6 傷病の程度判定（トリアージ）

災害発生時には、短時間に多数の方々がケガや病気になり、医療機関での診療・治療を必要とするようになるが、医療機関の機能（医療スタッフや器材、医薬品など）にも限りがあり、災害時の制約された条件下で1人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うためには、病気やケガの緊急度や重症度によって治療や後方搬送の優先順位を決めることが必要になる。

市では、1人でも多くの傷病者を救うために、防災訓練等の機会を通じ、災害時におけるトリアージ※の実施についての普及を図る。

※トリアージとは「病気やケガの緊急度や重症度」を判定して「治療や後方搬送の優先順位を決める」ことをいう。

7 福祉支援体制の整備

大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

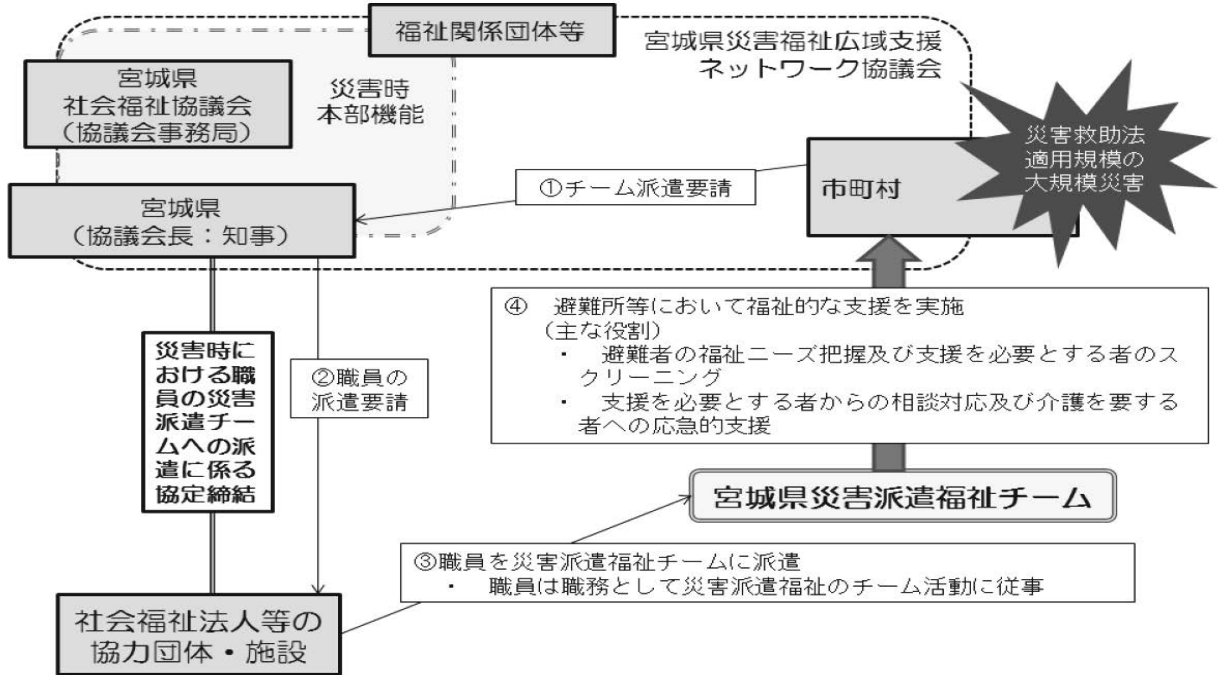
このため、避難所の高齢者、障害者、幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWA T）（以下「災害派遣福祉チーム」という。）に派遣を要請し受入体制の整備に努める。

(1) 災害派遣福祉チームの受入体制の整備

ア 災害派遣福祉チームの派遣スキーム

災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおり。

○ 宮城県災害派遣福祉チームの派遣スキーム



(2) 災害派遣福祉チームの受入体制における役割（平時）

ア 市の役割

(ア) 市の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。

(イ) 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

(3) 災害派遣福祉チームの受入体制における役割（災害時）

ア 市の役割

避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

第10節 緊急輸送活動対策

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は、関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

1 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

市は、他の道路管理者及び関係機関と協議し、災害発生後の避難、救助をはじめ、物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画の策定を行い、当該道路防災対策の万全を期する（資料11－2参照）。

(2) 緊急輸送道路の確保及び整備

市は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。また、他の道路管理者と連携を図り、食料等の緊急輸送道路として確保できるよう関連道路の整備及び管理に努めるとともに、倒壊や崩壊により道路の機能が失われることのないよう、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

(3) 道路啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資器材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

また、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

2 緊急輸送体制

(1) 緊急通行車両の事前届出

市は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 市は、県公安委員会による緊急通行車両の届出をし、届出済証の交付を受ける。

イ 市は、届出済証の交付を受けた車両については、災害が発生し、緊急通行路が指定された際に警察署において緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 関係機関との連携

市は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県及び関係機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて(公社)宮城県トラック協会等と協定を締結する。

第11節 避難受入れ対策

危機対策課 社会福祉課
健康推進課 学校教育課

大規模な災害発生時における避難者の収容のため、市は事前に、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等について、災害発生の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、実施計画を定め、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

1 避難誘導體制

(1) 市は、避難指示等について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区气象台等の協力を得て、避難指示等の発令区域やタイミングを設定するよう努める（資料2-5参照）。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

(2) 市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民等への周知徹底を図る。

(3) 市は、各地区の避難に当たって、住民への避難情報の伝達及び避難者の避難所への誘導をする「避難誘導員」を自主防災組織、消防団等を中心にあらかじめ定めておく。

(4) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

2 指定緊急避難場所の確保

指定緊急避難場所として指定する場合、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区を基本として指定するものとし、次の条件に留意する。

また、市は、災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所を災害種別に応じてあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定により必要に応じて、近隣市町村の、協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

(1) 周囲に防火帯、防火壁があり、延焼の媒介となる建造物又は多量の可燃物、危険物施設等がなく、火災による輻射熱等、被害の危険性のない場所であること。

(2) 洪水による浸水等の被害のおそれのない場所であること。

- (3) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- (4) 対象とする地区の住民を収容する広さを確保する。(避難場所の必要面積は、おおむね1㎡当たり1名を目安とする。)
- (5) 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物その他の建造物等がないこと。
- (6) 軟弱な地盤やがけ崩れのおそれのある場所は避けること。
- (7) その他、避難した避難者の安全が確保される場所であること。

3 水害、土砂災害における避難指示等

(1) 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

市が避難指示等を発令する場合又は仙台管区気象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努める。

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 避難指示等の発令対象区域の設定

ア 水害

市は、洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、避難指示等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

その他の河川については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特성에応じて区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難指示等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておく。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。

そのような場合は、到達時間に応じて避難指示等の発令対象区域を徐々に広げていく。

なお、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等に

ついてわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

イ 土砂災害

市は、土砂災害の避難指示等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難指示等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難指示等を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難指示等を発令することを検討する。

警戒レベル (発令される状況)	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5 (災害発生または切迫 (必ずしも発令される情報ではない))	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保	市
警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示	
警戒レベル3 (災害のおそれあり)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する住宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難	
警戒レベル2 (気象状況悪化)	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮注意報	仙台管区気象台
警戒レベル1 (今後気象状況悪化のおそれ)	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)	

4 避難所の確保

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民を受入れ、避難者が避難生活を送るために必要な指定避難所をあらかじめ指定、確保し、整備を図る。この場合、指定避難所は原則として公共建築物とする。

- (1) 「指定緊急避難場所の確保」で示した条件を満たし、耐震耐火の施設であること。(避難所の必要面積は、おおむね2㎡当たり1名を目安とする。)
- (2) 救援、救護活動を実施することが可能であること。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) その他避難者が生活する上で、市が適当と認める場所であること。

5 避難所の運営・管理

- (1) 市は、住民等に対し、住民参加による避難所開設訓練等を通じて避難所の自主的な開設・運営管理に必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。特に、夏季に熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (2) 避難所の管理担当者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。
- (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に配慮できるよう、事前に運営体制を検討する。
- (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- (5) 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておく。
- (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。
- (7) 市は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討する。
- (9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- (10) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (11) 新型コロナウイルス感染症などを踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、市が作成した「避難所運営マニュアル（別冊）～感染防止対策を踏まえて～」を活用し、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所開設に努める。

(12) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

6 県有施設を指定緊急避難場所及び指定避難所とする場合の対応

市は、県有施設を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

7 学校等教育施設を指定緊急避難場所及び指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

市は、学校等教育施設(私立学校を含む)を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、県教育委員会は、学校等と市町村や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校等、市町村、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

市及び県は、公立の義務教育諸学校等施設については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた強化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

8 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。(資料9-2参照)

(2) 他市町村での受入れ拠点の確保

市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

9 広域避難の対策

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に関する応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

10 避難の長期化対策

(1) 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は避難者の健康維持において重要であることから、市は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

(2) 生活環境の確保

市は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

1 1 避難所における愛護動物の対策

市は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所運営マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

なお、被災地域が広域にわたる際の愛護動物の救護活動を見据え、県と宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。

1 2 避難路の確保

市及び自主防災組織は、避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備え、複数の経路を確保すること。
- (3) がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること。

上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、危険要因の排除に努める。

1 3 避難計画の整備

市は、次の事項に留意して避難計画を整備する。

- (1) 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (3) 指定避難所の名称、所在地、収容人員
- (4) 避難路及び誘導方法

避難指示等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考とする。

また、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者避難

を伝達するよう努める。

1 4 避難に関する広報

- (1) 市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定緊急避難場所・指定避難所・避難路等、水害・土砂災害に関するハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期に立ち退きが必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民に確認を促すよう努めるものとする。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についても緊急連絡体制を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ検討を行う。

- (2) 市は、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、防災行政無線（同報系）等の整備拡充を図る。
- (3) 市は、地域住民の水害に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所（資料7-2参照）を一般に周知するように努めるものとする。

1 5 施設の管理者への指導

市は、学校、病院等不特定多数の者が利用する施設の管理者に対して、災害等を想定した施設利用者の避難誘導計画を定め、従業員等に周知徹底を図るよう指導する。

1 6 避難誘導體制の整備

市は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令基準を設定するよう努め、また、あらかじめ指定緊急避難場所、指定緊急避難所、指定避難場所、指定避難所、避難路を指示し、円滑な避難のため日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域の自主防災組織を中心に、地域住民、民生委員・児童委員及び自治会等と連携して「避難行動要支援者名簿」を活用するなど、避難誘導體制を構築する。

1 7 孤立集落対策

- (1) 市は、中山間地域などの集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市の通信途絶を防止するため、衛星通信、防災行政無線、災害時公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- (2) 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。

また、市は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。

- (3) 市は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。

- (4) 市は、危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。
- (5) 市は、国及び県と連携し、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- (6) 市は、防災関係機関と連携し、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- (7) 市は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第12節 食料、飲料水及び生活物資の確保

危機対策課 社会福祉課
健康推進課 農政園芸課
産業戦略課 田園観光課
経営課 施設課

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、市は、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図っていく。

1 食料及び生活物資の確保

(1) 食料・生活物資の確保

ア 市は、県の被害想定調査結果等を参考にしながら市の備蓄食料の目標数量を定め、クラッカー、缶詰、レトルト食品等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品で、保存期間が5年程度のものを非常用食料として計画的に備蓄することに努める。

イ 市は、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄が必要な品目及び数量について検討し、計画的に備蓄することに努める。

ウ 市の備蓄物資については、市役所の防災倉庫及び防災拠点施設への備蓄に努める。

エ 市は、備蓄物資について台帳等の整備を行い、定期的に保存状態を確認するとともに、食料については、期限の切れるものから順次、防災訓練等の機会に使用するものとする。

オ 公共下水道の普及に伴い、従来のくみ取り式トイレが減少しており、大きな災害時にはトイレが不足する事態も考えられるため、災害用トイレや凝固剤などの備蓄に努める。

カ 市は、備蓄物資を補完するため、関係業者等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておくものとする。

キ 市は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

(2) 食料及び生活物資の供給体制の確保

ア 市は、救援物資の集積場所及び管理体制等を定めておき、必要に応じて施設の整備等を行う。

イ 市は、炊き出し実施場所をあらかじめ定めておくとともに、実施協力団体等と必要に応じて協議を行い、円滑な食料供給ができるようにしておく。また、炊き出しに必要な調味料、器具及び食器等の備蓄・調達についても検討しておくものとする。

ウ 市は、災害時支援協定締結団体と連携を図り、必要に応じ応援要請ができる体制を整えるなど、応急体制の確立を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 市は、県の被害想定調査結果等を参考にしながら市の備蓄飲料水の目標数量を定め、ペットボトル入り飲料水を計画的に備蓄することに努める。
- (2) 市は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水用ポリ容器、給水用ポリ袋等を計画的に備蓄することに努める。(資料4-1参照)
- (3) 市は、日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど、応急体制の確立を図る。
- (4) 市は災害時支援協定締結団体と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど、応急体制の確立を図る。

3 住民への啓発

- (1) 市は、防災の基本である「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、最低3日分の食料(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルト食品、缶詰など)及び飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう啓発に努めるとともに、マスク、消毒液といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう指導する。
- (2) 市は、最低限の生活用品・小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 燃料の確保

(1) 燃料の確保に関する協定等

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結し、燃料の確保に努める。

(2) 石油燃料の備蓄

市は、石油商業協同組合と連携し石油燃料の備蓄(ランニングストック方式)を支援する。

(3) 普及啓発

ア 燃料管理等の普及啓発

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃からこまめに満タン給油としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

イ 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃からこまめに満タン給油としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第13節 災害廃棄物対策

環境課

大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市は、廃棄物処理活動が円滑かつ迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。（資料12-1～12-5参照）

1 処理体制

- (1) 市は、災害応急対策を迅速に推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を定めておく。（本編第2章第25節「廃棄物の処理活動」参照のこと。）
- (2) 市の処理能力を超える廃棄物が発生した場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、市は、近隣の市町村及び廃棄物処理関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 主な措置内容

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

- (1) 緊急出動体制の整備
 - ア 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
 - イ 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
 - ウ 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の措置について検討する。
 - エ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。
- (2) 応急体制の確保
 - ア 仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。
 - イ 家庭・事業所のごみ、し尿及びがれきの広域的な処理・処分について近隣の市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示すること。
- (3) 避難施設の生活環境の確保
仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達方法について検討し、整備する。

第14節 ボランティアのコーディネート

大規模災害発生時におけるボランティア活動は、個人のほか専門技能グループを含む組織が、消火、援助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者の自立を支援するなど、災害発生直後から復興過程において大きな役割を果たす。

市は、災害時におけるボランティアの自主性を尊重しつつ、活動の実効を確保するため、ボランティアのコーディネート等に関しあらかじめ調整しておく。

1 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

(1) 生活支援に関する業務

- ア 避難施設及び災害ボランティアセンターの運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資等の仕分け、輸送
- エ 高齢者、障害者等の介護補助
- オ 泥かき、瓦礫整理等の清掃活動
- カ 在宅避難者支援
- キ 児童、生徒等の運動・学習支援
- ク その他被災地での軽作業

(2) 専門的な知識を要する業務

- ア 救護所等での医療、看護、保健予防
- イ 外国人のための通訳
- ウ 被災者へのメンタルヘルスケア
- エ 高齢者、障害者等への介護
- オ アマチュア無線等を活用した情報通信手段
- カ 公共土木施設の調査等
- キ 災害ボランティアコーディネート
- ク IT機器のネットワーク構築とIT機器を利用した情報収集・処理
- ケ その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 ボランティアの登録・育成

住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望するボランティアからの申し出が予想される。

市をはじめ関係機関は、このボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりを行い、有効な活用を図る。

- (1) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行うボランティアを栗原市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）において登録、把握するとともに、関連情報の提供及び連絡調整を行う。

- (2) 災害ボランティアの活動拠点の確保について、市社会福祉協議会と協働し、支援を行う。
- (3) 災害関係NPO団体や日本赤十字社宮城県支部等、関係機関との連携に努める。

3 一般ボランティアのコーディネート体制

- (1) 一般ボランティアのコーディネート体制づくりの担い手

市社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアのコーディネートは、市社会福祉協議会が中心となって担うものとし、災害の発生時には市社会福祉協議会が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう平時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備取り組みを行う。

ア ボランティアコーディネーターの養成

市は、災害が発生した場合、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

イ ボランティアコーディネート拠点の整備

市は、災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

ウ 災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備

市は、災害ボランティアコーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体等とのネットワークを構築する。

- (2) 行政の支援

市は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりについて、市社会福祉協議会、ボランティア関係団体との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア関係団体の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な調整、支援を行う。

また、行政・NPO・ボランティア等の第三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、地域住民やボランティア関係団体等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対応

市民課 社会福祉課 介護福祉課
健康推進課 市民協働課
産業戦略課 田園観光課
ジオパーク推進室

大規模災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、市、県及び関係機関は、その対策について整備しておく。

1 高齢者、障害者等への対応

要配慮者と考えられる障害者、介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、市、県、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設(以下「社会福祉施設等」という。)の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

(1) 社会福祉施設等の安全確保対策

ア 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等の管理者は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

イ 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、市と連携し、施設相互間及び他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

ウ 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等の管理者は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び施設職員が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

エ 業務継続体制の構築

社会福祉施設等の管理者は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させると

ともに、他施設からの介護職員等の応援派遣により速やかに介護体制を整えることができるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

(2) 要配慮者の災害予防対策

ア 避難行動要支援者避難支援プランの策定

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府（防災担当）策定。以下「取組指針」という。）、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定。以下「ガイドライン」という。）等を参考に、避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方と避難行動要支援者一人一人に対する個別避難計画で構成する避難支援プランを策定するよう努める。

イ 要配慮者の把握

市は、災害による犠牲者となりやすい住宅の要配慮者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、市は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

(ア) 要配慮者の所在把握

a 市は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。

また、平常時から要配慮者と接している市の福祉担当部局、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

b 市は、自主防災組織や、自治会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

(イ) 所在情報の管理

a 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

b 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

c 個人情報保護の観点から、データベース化などを進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

ウ 避難行動要支援者名簿の整備

(ア) 名簿の作成

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

a 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に登載する者は、在宅の要配慮者のうち、次のいずれかに

該当するものとする。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1級・2級(総合等級)の第1種を所有する身体障害者
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する者で単身世帯のもの
- ⑤ 市の支援を受けている難病患者
- ⑥ その他自主防災組織が支援の必要を認めた者

なお、①から⑥までに該当しない者であっても、避難行動に支援が必要であると認められるものについては、名簿に掲載するものとする。

b 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(イ) 名簿の更新

市は避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ウ) 名簿の提供

市は、災害時等における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、当該避難行動要支援者に係る情報を、次に掲げる避難支援等関係者へ提供する。

a 避難支援等関係者

- ① 栗原市消防本部
- ② 若柳警察署、築館警察署
- ③ 民生委員、児童委員
- ④ 市社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ 行政区長

なお、本人からの同意取得手段としては、郵送や職員が戸別訪問などにより直接的に働き掛けることが必要である。

また、個人情報漏れることのないよう、保管・管理について十分配慮し、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ 個別避難計画の作成

市は避難行動要支援者一人一人の避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別避難計画が策定されるよう努める。

個別避難計画の策定については、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

個別避難計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人一人の避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を作成するよう努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

オ 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

カ 支援体制の整備

市は、取組指針やガイドラインを参考にして、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

キ 相互協力体制の整備

市は、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

ク 情報伝達手段の普及

市は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）のほか、視聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

(3) 福祉避難所の確保

ア 福祉避難所の整備・指定

市は、土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

イ 市の域を越えた要配慮者の受入れ体制の構築

市は、県と連携を図りながら、市での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、市の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

ウ 福祉避難所の構造・設備

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、哺乳瓶等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

エ 支援対策要員の確保

市は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、市町村や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。

(4) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡を取るとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

ア 福祉施設等受入先の確保に関する協定

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設や民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、あわせて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。

イ 介護職員等の確保

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して、事業所内における災害時の職員派遣協力協定の締結等を促すことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(5) 家族を含めた防災訓練の実施

市は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

(6) 要配慮者自身の備え

市は、平時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働き掛けるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- ア 避難する場合は、避難する場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- イ 防災用品をそろえる
- ウ 貴重物品をまとめておく
- エ 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- オ 防災訓練に参加する など

2 外国人支援への対応

在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、市は県及び国際化協会と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行うものとする。

- (1) 在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行うこと。
- (2) 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図ること。
- (3) 指定緊急避難場所までの案内板等に外国語を併記すること。
- (4) 防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めること。
- (5) 外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働き掛ける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行うこと。
- (6) 災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成すること。

3 旅行者への支援対策

- (1) 迅速な被災状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、市は、県及び関係機関（(社)日本旅行業協会東北支部・(社)全国旅行業協会宮城県支部）との連携体制をあらかじめ整備しておく。
- (2) 市は、ホテル、旅館、道の駅等観光施設所有者及び交通機関、観光物産協会、栗駒山観光協会等と連携し、避難所、避難場所の確保に努めるとともに、旅行者参加の防災訓練に配慮する。
- (3) 外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地勘に乏しく円滑な避難行動が容易ではないことから市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月 国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

4 要配慮者への情報提供対策

市は、避難に時間を要する要配慮者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第15条及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条に基づいて行う気象予警報等の伝達方法を用い、早期に高齢者等避難の発令を伝達する。

第16節 防災訓練の実施

市は、災害発生時に、県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるように防災知識の普及、高揚及び過去の災害対応の教訓の共有を図ることを目的として、現地において計画的に防災訓練を実施する。

1 訓練の実施及び参加

- (1) 市は、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。また、防災関係機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 防災訓練は、市及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。
- (3) 訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、ハザードマップ等を活用し、より実際の災害に近い状況で実践的な災害対応能力の向上を図る図上訓練について、市は、県及び防災関係機関の指導・協力を得て、実施に努める。

2 訓練の種類及び目的

市は、突発的災害の発生に備え、市内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施するとともに、次のように実働訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

(1) 総合防災訓練

市は、6月14日（栗原市防災の日）等に、地域住民の参加する総合防災訓練を実施する。訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、要配慮者への配慮や被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBTなど）のニーズの違い等多様な視点への配慮など、ボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。

- ア 災害対策本部運用訓練
- イ 職員招集訓練
- ウ 災害関連情報伝達訓練
- エ 広報訓練
- オ 火災防ぎょ訓練
- カ 緊急輸送訓練
- キ ガス漏洩事故処理訓練
- ク 救出救護訓練
- ケ 避難所運営訓練
- コ 警備、交通規制訓練
- サ 炊き出し、給水訓練
- シ 水防訓練

ス 自衛隊災害派遣訓練

セ その他

(2) 避難訓練

消防法（昭和23年法律第186号）の定めにより、消防計画を作成している事業所は、計画で定めている避難訓練を実施する。

(3) 各施設応急復旧訓練

交通、電力、通信、水道等の社会活動上重要な施設の管理者は、災害時におけるその施設の応急復旧が迅速かつ円滑に行われるよう訓練を実施し、市もこれに協力する。

(4) 通信訓練

市は、災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう、平常時の通信から災害通信への迅速かつ的確な切り換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

(5) 非常招集訓練

市は、突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集できるよう訓練を実施する。

3 訓練の方法

市は、関係機関と相互に連絡を取りながら、単独又は他の機関と協同して、前記の訓練を個別に又は合同で、最も効果的な方法で行う。

4 訓練結果の評価・総括

市は、訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

5 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

市は、隣接市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

6 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、定期的に防災訓練を行い、あるいは市の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮し、市もこれに連携し、協力する。

- (1) 想定する災害の規模、地域被害の程度等を明らかにする。
- (2) 関係各機関、一般住民等と連携、協力しながら行う。
- (3) 男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努め、要配慮者に配慮するなどできるだけ実践的な内容とする。
- (4) 訓練結果について、事後に検討を行う。

第17節 防災知識の普及

全 部

市は、市職員に対しマニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、隣人同士が助け合う「近助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についてその普及・啓発に努めるものとする。

1 職員に対する教育

市は、的確かつ円滑な防災対策を推進するために、市職員を地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性（災害対策関係法令等の研修）
- (3) 栗原市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題
- (8) 北海道・三陸沖後発地震注意情報等への注意を促す情報が発信された場合及びこれに基づきとられる措置に関する知識

なお、(4)及び(5)については、毎年度市職員に対し、十分に周知する。

また、各部局（室）等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

2 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（安全教育、安全管理、組織活動等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 教科、特別活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（指定避難所等、避難路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
- (2) 小・中学校に配置されている防災主任を中心として、学校における教職員及び児童生徒に対する防災教育の充実を図る。
- (3) 児童生徒を対象に、応急看護の実践的技能修得の指導を行う。

3 幼児教育による普及

市は、幼稚園、保育所の幼児に対し、教育活動を通じ、幼年消防クラブの結成を図り、風水害、火災などに対する基礎的知識の普及に努める。

4 住民に対する防災知識の普及

市は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。また、6月14日の「栗原市防災の日」等や、1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 栗原市地域防災計画の概要

(イ) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所に関する知識、また、風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識

(ウ) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識(近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保も含む)

(エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識

(オ) 災害種別毎の指定緊急避難場所、避難路、その他避難対策に関する知識

(カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備、最低3日分の食料、飲料水等の確保、自動車へのこまめな満タン給油、保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え等、家庭における防災対策に関する知識

(キ) 応急手当等看護に関する知識

(ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識

(ケ) 警報発表時や高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令時に取るべき行動に関する知識、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合及びこれに基づきとられる措置に関する知識

(コ) ハザードマップ等の活用

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

また、ハザードマップ等の配布又は閲覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなどの避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

イ 啓発の方法

(ア) ハザードマップ、広報紙、パンフレット、ポスター等の利用

(イ) インターネット(ホームページ、メール、ソーシャルネットワークサービス、テレビ、テレビ回覧板、ラジオ等の利用)

(ウ) 映画、ビデオ、DVD、CD等の利用

(エ) 広報車の利用

- (オ) 講習会、展覧会、シンポジウムの実施
- (カ) 各種報道機関を通じての周知
- (キ) 防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デー防ぎょ訓練の実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 自主防災組織を通じての啓発

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

住民に対する啓発に準ずるほか、各自主防災組織に合わせた内容とする。

(4) 企業への啓発

市は、従業員等の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

(5) 専門家の活用

市は、防災リーダーの育成等、「自助」・「近助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する気象防災アドバイザー等専門家の活用を図るものとする。

5 要配慮者への配慮

市は、防災知識等の普及に当たっては、外国人、高齢者、障害者等要配慮者に配慮し、次の項目について実施・検討する。

- (1) 外国語パンフレット等の作成・配布
- (2) 障害者、高齢者の災害常備品等の点検
- (3) 介護者の役割の確認
- (4) その他妊産婦、乳幼児等に対応するもの

6 住民の取り組み

被害の大きさは住民の心構えや備えによって大きく異なることから、住民は、被害の軽減や最小化につながるよう普段から家族内の連絡体制の確保や非常持ち出し用品の確認などを行うとともに、地域での自主防災組織の活動やボランティア活動への積極的な参加や、災害に関する正しい知識、過去の災害事例などの防災知識の習得に努める。

第18節 地域における防災体制

危機対策課 消防本部

大規模災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、地域住民等の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、市は、地域住民等による自主防災組織等の育成・指導を推進する。

1 地域における自主防災組織の果たすべき役割**(1) 自主防災組織の必要性**

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、自主防災組織を中心とした自助、近助、共助による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

(2) 自主防災組織の活動に当たって

大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の下に行動することが必要である。

また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

(3) 避難所開設・運営への参画

大規模な災害発生時には、市の職員が被災し、避難所へ参集が遅れることなども想定されることから、避難所の開設・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。

2 自主防災組織の育成・指導

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

- (1) 市は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、実効ある自主防災組織の育成に努める。
- (2) 市は男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努める。
- (3) 市は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催し、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すとともに、女性の参画の促進にも努め、地域における自主防災活動の推進を図る。

- (4) 市は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、市自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

3 自主防災組織の役割

自主防災組織は、市と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下に、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

(1) 平常時

- ア 防災知識の普及
- イ 防災訓練の実施
 - (ア) 情報の収集・伝達訓練
 - (イ) 消火訓練
 - (ウ) 避難訓練
 - (エ) 通報訓練
 - (オ) 救出・救護訓練
 - (カ) 避難所開設・運営訓練
- ウ 地域内の安全点検
- エ 避難計画の確保
- オ 防災マップの作成
- カ 防災用資機材等の整備・点検
- キ 要配慮者・避難行動要支援者の情報把握・共有

(2) 災害発生時

- ア 情報の収集・伝達
 - (ア) あらかじめ決めておく事項
 - a 地域内の被害情報の収集方法
 - b 連絡を取る防災関係機関
 - c 防災関係機関との連絡のための手段
 - d 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
 - (イ) 地域の被災状況・救助活動状況等の住民への報告
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 救出・救護活動の実施
- エ 避難誘導
 - (ア) 避難誘導責任者の安全確認事項
 - a 市街地……………冠水、火災、落下物、危険物
 - b 山間部、起伏の多いところ……………土石流、がけ崩れ、地すべり
 - c 河川……………決壊、浸水
 - d 代替避難路の検討

(イ) 携帯品のチェック

(ウ) 要配慮者・避難行動要支援者への配慮

オ 避難所の開設・運営

カ 給食・救援物資の配布及び市の給水・救護物資配布活動への協力

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として栗原市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、栗原市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第19節 企業等の防災対策の推進

危機対策課 産業戦略課 消防本部

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

1 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、大規模な災害の発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。

また、その社会的使命を考えると、地域における防災上の役割は大きい。

このため、市は、防災訓練等の機会を捉え、訓練への参加等と呼び掛ける。また、企業等自らも防災訓練を積極的に実施する。

2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、消防法の定めにより消防計画を作成している事業所は、計画で定める自衛消防組織を運用し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の防災活動及び安全の確保に積極的に努める。また、法的定めのない事業所にあってもこれらに準じ、地域の安全確保に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設の耐災化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステムやデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

3 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ栗原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（資料9-1「要配慮者利用施設及び避難促進施設一覧」）は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

4 地下街・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施

浸水想定区域内に位置し、栗原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者（資料9-1「要配慮者利用施設及び避難促進施設一覧」）は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき、自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

また、浸水想定区域内に位置し、栗原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛防災組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

5 避難確保計画に対する助言及び指導

県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ栗原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、市は、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する等、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとるものとする。

第20節 災害種別毎予防対策

大規模な火災及び事故災害が発生した場合、市は、迅速かつ的確に被災者の救済や被害の拡大の防ぎよ対策等応急措置を講ずる必要がある。このような災害に備えた災害種別ごとの予防対策について、市は、県及び関係機関と連携し、計画を推進する。

1 火災予防対策**(1) 情報の収集・伝達体制の整備**

市及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他の通信等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

(2) 防災活動の促進

市及び消防本部は、出火につながる要因を個々に分析、検討するなどして、あらゆる施策を講じて安全化を図る。また、住民に対しては、防火意識と防災行動力の向上を図ることにより、出火を防止する。

ア 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担をかけることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の防止に努める。

イ 住民への指導強化

世帯構成が核家族化、少子化、高齢化する傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春、秋の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

ウ 出火防止のための査察指導

火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、消防本部は、消防法に基づき、危険物施設及び防火対象物の予防査察を実施する。

エ 民間防火組織等の育成強化及び結成の促進

火災の防止及び被害を最小限に食い止めるためには、防火思想の啓発と早期による発見、通報、消火の普及が重要である。防火思想の啓発は、幼少期の教育が大事であることから、保育所、幼稚園における幼年消防クラブ、小、中学校による少年消防クラブの結成を推進するとともに防火、防災に携わる機会を設ける。また、地域、家庭における防火の推進役である婦人防火クラブを育成、強化するとともに未結成地域の解消を図る。

オ 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うこと

が重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により住民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

(3) 火災予防措置

ア 予防査察の実施

出火の危険性を把握し、火災を未然に防止するため、市長は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められる危険物施設に対し、消防長又は消防署長は、あらゆる仕事場、病院、旅館、ホテル、工場等の防火対象物に対し、計画的に予防査察を実施し、防火管理、消防用設備等の維持管理、危険物施設の維持管理等の指導、改修、命令等を行う。

イ 火災予防運動の実施

市及び消防本部は、春、秋の全国火災予防運動期間に合わせ、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し、火災予防思想の普及向上に努める。

(4) 文化財の火災予防

市及び消防本部は、次の措置を講じ、文化財火災予防の徹底を図る。

ア 住民に対し、広く文化財の防火思想の啓発を図るとともに、特に文化財の所有者及びその周辺の居住者に対し、防火に十分注意するよう重点的に指導する。

イ 文化財の保護については、教育委員会において管内指定文化財の総合的な火災予防計画を樹立するとともに、個々の指定文化財に関し、防火管理者の指導を強化し、定期的査察及び消火訓練を実施するなど火災予防の確立を図る。

(5) 建造物等の火災予防

ア 市は、密集地の大火防止策として、耐火、簡易耐火構造の不燃化建築物への建替え等の促進を図るため、準防火地域指定を推進する。

イ 市は、市営住宅等公共建築物については原則として不燃構造以上とし、その他についても不燃及び耐火建築の促進を指導する。

2 林野火災予防対策

本市は、北部に奥羽山脈のほぼ中央に位置する栗駒山をいただき、その裾にはなだらかな丘陵地帯が広がり、森林・原野が市面積の半分以上（54.9%）を占めている。これらの林野において毎年数件の火災が発生しているが、その出火原因はたばこ、たき火等の不始末による人為的なものが多く、火災発生の時期は3月から5月にかけての春季に集中している。

(1) 事前警戒措置

ア 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について、事前に消防本部と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

イ たき火等の制限

(ア) 市長は、消防法第22条の規定により火災に関する警報を発したときは、火災予防条例第29条に規定する火の使用を制限する。

(イ) 市長は、消防法第23条の規定により火災の警戒上特に必要がある場合は、たき火、喫煙の制限をする。

(2) 広報宣伝の充実

林野火災は、林業従事者、ハイカー等入山者によるたばこ、たき火等の不始末などそのほとんどが失火により発生している実態から火災危険期を重点として、市は、次の事項によりたばこ、たき火の始末、異常気象時の火気の取扱い、さらには火入れに関する許可、届出等についての徹底を図るなど予防思想の高揚に努める。

ア 山火事防止強調月間の設定

春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、全市にわたる広報運動を展開し、林野火災の防止に努める。

イ ポスター、看板等の設置

山林登山口、交通機関等に防火標語等を掲示したポスター、防火看板を掲げる。

ウ チラシ、パンフレット等による防火の啓発・普及

市の広報紙等により、町内会、行政区等の自治組織を積極的に活用し、住民に対して直接注意を喚起する。

エ 学校教育による防火思想の普及

標語、ポスター、作文などの募集を行い、児童生徒の防火思想の高揚を図るとともに、家庭への浸透を図っていく。

オ 広報活動

防災行政無線等による定期的広報、広報車、消防車等による巡回広報、パレードを実施する。

(3) 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保、その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

ア 林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

イ 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件・気象条件を配慮した防火線を敷設し、その維持を図る。

ウ 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

エ 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育

を適切に行う。

(4) 防ぎよ資機材の備蓄

市、県等関係機関は、林野災害に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておくものとする。

(5) 防災活動の促進

市、県等関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練により空中消火活動の強化・充実を図る。

ア 火気使用設備・器具の安全化

イ 住民への指導強化

ウ 出火防止のための査察指導

エ 初期消火体制の強化

(6) 林野火災特別地域の指定

市は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておくものとする。

3 危険物等災害予防対策

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、消防本部は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進するものとする。

また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図るものとする。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に掛かる計画の作成等の実施に努める。

(1) 危険物施設

消防本部は、危険物施設の自主保安体制、強化について、次のような指導を行い、防火対策と安全教育の推進を図る。

ア 安全指導の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者並びに危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し安全管理を図るため、訓練、講習会等の保安に関する教育を実施する。

イ 施設の基準維持の指導

危険物施設の設置基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

ウ 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

エ 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び住民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

オ 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物災害への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(2) 高圧ガス施設

高圧ガス製造、販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、あわせて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類製造販売等の事業者は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講ずるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。

イ 消防本部は、前記アについて定期に立入検査を実施し指導等を行うとともに、警察機関と連携し、火薬類等保管の徹底、爆発事故等の防止と自主保安体制の確立等を指導する。

(4) 毒物、劇物及び指定可燃物等貯蔵取扱施設

消防本部は、消防法に定める規定により、毒物、劇物及び指定可燃物貯蔵取扱施設の関係者に対し、定期に立入検査を行い、火災予防条例に基づく貯蔵、取扱の徹底と自主保安体制の確立等を指導する。

4 航空災害予防対策

市域内において航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがある。被害の軽減を図るため、市は、事故の状況の把握及び情報の収集に対する体制を整える。

5 鉄道災害予防対策

鉄道における事故は、多数の死傷者等の発生を招きかねないので、東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、事故災害防止のため、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努めるものとする。

市は、必要に応じて東日本旅客鉄道(株)仙台支社が行う予防対策に協力する。

6 道路災害予防対策

(1) 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的の実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(2) 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

ア 道路

道路路面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

イ 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋、跨道橋、跨線橋等については、橋梁補強工事を実施する。

ウ トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

エ 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、補強に努めるとともに、電線共同溝などの整備に努める。

(3) 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時から道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(4) 道路通行規制等の実施

ア 道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

イ 道路管理者は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者のとるべき措置等について周知を図る。

(5) 救助・救急・医療及び消火活動

道路管理者は、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、医療機関及び消防本部等と救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第21節 消防団の育成・強化

消防団を、地域における消防・防災の中核として位置づけ、消防活動はもとより災害発生時にはいち早く有効な活動を実施し、住民の生命・財産を守るため、消防団の育成・強化を図る。

1 火災予防対策

(1) 防火予防活動の推進

市及び消防団は、住民に対して防火・防災意識の高揚を図ることにより出火を予防する。

ア 住民への指導

春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、防火・予防意識の高揚を図る。

イ 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるため、早期通報、初期消火等常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により住民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

(2) 消防組織の充実強化

市及び消防団は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、組織の拡充強化に努める。

また、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

(3) 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、市は、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防資機材の整備、消防施設の整備充実を積極的に進めるものとする。

(4) 消防水利の確保

市及び消防団は、消防水利の確保に当たっては、消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利、プール、ため池等を活用し、消防水利の充実を図る。

(5) 消防団の強化

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年、団員数の減少、高齢化、被用者化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため、市は、次の観点から消防団の強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア 消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、ひいては消防団への参

加・協力の環境づくりを推進する。

イ 消防団員数が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び加入促進等を通じて消防団員の確保に努める。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実に努める。

ウ 市は、消防団の機動力強化を図るため、県の支援・指導を得て、消防用施設・設備の充実に努める。

(6) 火災予防運動の実施

市は、毎年春秋の全国火災予防運動期間に合わせ、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し、火災予防思想の普及向上に努める。

